

第 4 回 臨 時 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 8 月 10 日（水）

午後 4 時

会 場：庁議室

[審議事項]

1 東日本大震災による石巻市災害廃棄物仮設焼却施設の設置について

(生活環境部災害廃棄物対策課)

－取り下げ－

2 石巻市災害廃棄物の処理計画について

震災により発生した災害廃棄物は、石巻市で約 6,163,000 t にのぼり、24 か所の一次仮置場を設置して集積を行っているが、全量を保管できる一次仮置場の確保は困難な状況となっている。

破砕焼却等の処理は宮城県に事務委託し、3 年間で処理を終えることを目標としているが、その開始時期は平成 24 年 3 月頃と見込まれており、それまでの間一次仮置場に集積されたままになることから、特に半島部について搬出コストの削減、一次仮置場の容積を確保、早期の災害廃棄物処理を図るため、県に事務委任した破砕焼却処理と並行して、石巻市において破砕分別処理を実施するもの。

(1) 主な内容

- ・ 設置場所：県の処理施設設置場所（石巻工業港）から遠距離となる河北・北上・雄勝・牡鹿総合支所管内に 2 か所を想定して検討中。
- ・ 設置する施設：一次破砕・選別施設
- ・ 年間稼働日数：300 日
- ・ 稼働期間：契約締結後、撤去期間を含めて平成 25 年度末まで

[報告事項]

1 被災者生活支援事業の実施について（福祉部）

厚生労働省では、平成 23 年 4 月 27 日付けで「応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について」、高齢者等に対する総合相談等を提供するサポート拠点を設置することが有効である旨通知しており、宮城県においては、平成 23 年 7 月 1 日付けで「地域支え合い体制づくり事業実施要項」が制定されたことから、本市において仮設住宅等における相談・生活支援を推進するため、サポートセンターを設置して被災者生活支援事業を展開する。

(1) 主な内容

- ア 仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等
 - ・ 社会福祉士等相談支援事業
 - ・ 心のサポート拠点事業
 - ・ 認知症グループホームへの避難者食費等助成事業
 - ・ その他専門職種の者等による支援事業
- イ 仮設住宅等の被災地における介護・福祉サービスの拠点づくり等
 - ・ 仮設住宅等サポートセンター管理運営事業
 - ・ スマイル運動教室・運動普及育成研修会事業
 - ・ 仮設住宅子育て支援事業
 - ・ 障害者支援サポート拠点事業
 - ・ 仮設住宅介護等サポート事業

- ・高齢者ケア付き仮設住宅運営事業
 - ウ サポートセンター（仮称：支え合いセンター）の設置
 - ・仮称支え合いセンターの設置
市内約 100 か所の仮設住宅団地内に県が着工済み。
 - ・仮称支え合い拠点センター（11 か所設置予定）の設置
仮設住宅団地近隣に県が 7 か所着工済み。4 か所は既存施設を活用。
- (2) 今後の予定
- ・石巻市生活支援事業実施要項を施行（9月1日予定）

以上